

平成26年9月29日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚生年金」という。)の受給権者であったA(以下「亡A」という。)が、推定平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの事実上の妻であるとして、厚年法の規定による遺族厚生年金(以下、単に「遺族厚生年金」という。)の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「受給権者(A)の死亡当時において請求者(B)が受給権者によって生計を維持していたものとは認められず、遺族厚生年金を受けることが出来る遺族に該当しないため。」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 特老厚生年金の受給権者が死亡した場合、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したのものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上

の収入又は年額655万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10及び「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。)

2 厚年法第3条第2項により、上記1の「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(以下「事実婚関係にある者」という。)を含むとされている。

3 本件の場合、亡Aが、その死亡の当時適格死亡者であったこと、亡Aの死亡時点において、亡Aと婚姻している妻はいないこと、及び請求人と亡Aは婚姻の届出をしていなかったこと、以上の事実が認められ、この点についての当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が亡Aの死亡当時同人によって生計を維持した配偶者(事実婚関係にある者)と認めることができるかどうか、ということである。

第4 当審査会の判断

1 「略」

2 以上の認定事実に基づいて、請求人が亡Aと事実婚関係にある者(厚年法第3条第2項所定の婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者)に該当するかどうかについて検討するに、上記認定基準によれば、事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいうのであって、そのためには、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、②当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することが必要である。また、認定基準によれば、本件の場合、事実婚関係及び生計同一関係が認められる

ためには、請求人の住民票上の住所が亡Aと異なっているため、請求人が以下の要件のいずれかに該当する必要がある。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

本件の場合、亡Aは、脳梗塞で平成〇年〇月〇日から同月〇日まで入院しているところ、請求人は、上記1の(5)アで認定したとおり、亡Aをワンルームマンション(注：平成〇年〇月〇日に転居した〇〇〇〇号と推認される。)に引っ越しさせ、身の回りの世話等の為、亡Aの所に通いながら3人で住む為の家も探した結果、請求人とCは、〇〇町の家で平成〇年〇月〇日に転居しているが、亡Aは、同年〇月〇日に転居した〇〇〇〇号室で、同年〇月〇日頃(推定)、虚血性心疾患(推定)で死亡している。ここからみるに、請求人及び亡Aは、認定基準アでいう「現に起居を共にしていた」とはいえない。

また、請求人は生活保護を受けており、上記1の(6)で認定したとおり、離婚直後から、亡A死亡時においても、請求人が60歳に到達する前月までの期間、国民年金保険料の法定免除を受けている。請求人は、「脳梗塞で引き取って以後は〇か月余り、Aさんの年金と私の保護費で生計は一緒でした。もし途中で亡くなっていなければ、今もこの〇〇町の家で面倒をみています。」と述べているのであるが、生活保護費は、請求人及びCの生活保持のために支給されていたのであり、現に、亡Aが死亡する前後も、請

求人は、生活保護を受給し続けていたのであるから、請求人は、亡Aの経済的援助により生計を維持していたと認めることは相当ではなく、上記認定のイにも該当するとみることはできない。

以上を総合して見ると、亡Aと請求人の関係は、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること及び社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することが必要とされる内縁関係には当たらないといわざるを得ない。

3 そうすると、亡Aと請求人との関係をもって、いわゆる内縁関係とみることはできないのであって、請求人が亡Aと婚姻はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者に当たるとはいえず、また、請求人が亡Aによって生計を維持した者に該当するとはいえないことから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。